

独立行政法人奄美群島振興開発基金がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画

令和5年3月1日
独立行政法人奄美群島振興開発基金

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和3年10月22日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（令和4年5月27日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）に準じ、独立行政法人奄美群島振興開発基金（以下「基金」という。）が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

I. 対象となる事務及び事業

本計画は、基金が行うすべての事務及び事業を対象とする。

II. 対象期間等

本計画は、2030年度までの期間を対象とする。

III. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013年度を基準として、基金の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減することを目標とする。

この目標は、基金の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

IV. 個別対策に関する目標

1. 太陽光発電の導入

2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。

2. 新築建築物のZEB化

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented 相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready 相当となることを目指す。

3. 電動車の導入

基金の公用車については、代替可能な電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに全て電動車とする。

4. LED照明の導入

既存設備を含めた基金のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。

5. 再生可能エネルギー電力の調達

2030年度までに基金で再生可能エネルギーが調達可能となった場合は、調達する電力の60%以上を再生可能エネルギーとすることを旨とする。

V. 措置の内容

政府実行計画及び政府実行計画実施要領で定める各措置を実施することとし、特に以下の取組を重点的に実施する。

1. 建築物の建築、管理等に当たっての配慮

(1) 太陽光発電の最大限の導入

ア 基金が新築する庁舎等の建築物における整備

基金が新築する庁舎等の建築物について、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。

イ 基金が保有する既存の庁舎等の建築物及び土地における整備

基金が保有する既存の庁舎等の建築物及び土地については、その性質上適しない場合を除き、太陽光発電設備の設置可能性について検討を行い、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。

2. 建築物の建築、管理等に当たっての取組

(1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

低コスト化のための技術開発や未評価技術の評価方法の確立等の動向を踏まえつつ、今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented 相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready 相当となることを目指す。

3. 財やサービスの購入・使用に当たっての取組

(1) 電動車の導入

基金の公用車については、代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに全て電動車とする。

また、公用車等の効率的利用等を図るとともに、公用車の使用実態等を精査し、台数の削減を図る。

(2) LED照明の導入

既存設備を含めた基金全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。また、原則として調光システムを併せて導入し、適切に照度調整を行う。

(3) 再生可能エネルギー電力調達の推進

2030年度までに調達可能となった場合は、調達する電力の60%を再生可能エネルギーとすることを旨とする。

この目標(60%)を超える電力についても、更なる削減を目指し、排出係数が可能な限り低い電力の調達を行う。

4. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮

(1) 物品購入にあたっての配慮

用紙類は古紙配合率が高く、適度な白色度の再生紙を使用する。

(2) 廃棄物の減量化・リサイクルの推進

用紙類の使用量の削減に努めるとともに、リユース製品やリサイクル製品の積極的な活用に努める。

(3) 省資源・省エネルギーの推進

冷房は概ね28℃となるように調整し、パソコンやコピー機などの事務機器は長時間使用しないときは電源を切る。

5. ワークライフバランスの確保・職員に対する研修等

(1) ワークライフバランスの確保

計画的な定時退社の実施による超過勤務縮減、休暇の取得推進、テレワークの推進、ウェブ会議システムの活用等、温室効果ガスの排出削減にもつながる効率的な勤務体制の推進に努める

(2) 職員に対する地球温暖化対策に関する情報提供

職員の地球温暖化対策に関する意識の啓発を図るため、情報提供に努める。

VI. 実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

本計画の策定・評価・点検は総務企画課において実施するものとする。管理総括は総務企画課長が行う。毎年度、本計画の実施上について、自主的に点検を行い、必要に応じ、本計画の見直しを行う。

VII. 温室効果ガス排出削減計画

【独立行政法人奄美群島振興開発基金全体】

独立行政法人奄美群島振興開発基金温室効果ガス削減計画

		(単位)	2013 年度	2020 年度	2030 年度目標	
					(13 年度比)	
公用車燃料		kg-CO2	118	114	—	—
施設 の エ ネ ル	基礎排出係数使用	kg-CO2	18,774	14,506	—	—
	基礎排出係数使用	kg-CO2	18,696	14,469		
	調整後排出係数使用	kg-CO2	18,696	14,469	—	—
	(電気使用量)	kWh	42,981	33,263	—	—
	電気以外	kg-CO2	78	37	—	—
合計		kg-CO2	18,892	14,620	9,446	-50%

独立行政法人奄美群島振興開発基金温室効果ガス削減対策及び目標

		(単位)	現状	2030 年度 目標
設置可能な建築物における太陽光 発電の設置割合（件数ベース）	%		0 (2020 年度)	50
公用車に占める電動車の割合	%		0 (2020 年度)	100
LED照明の導入割合	%		60.4 (2020 年度)	100
調達する電力に占める再生可能エ ネルギー電力の割合	%		0 (2020 年度)	60